

令和3年度 特別支援教育計画

真庭市立湯原中学校

1 本校の特別支援教育の考え方と進め方

(1) 特別支援教育の考え方

学習面・生活面で生徒の学校生活が充実し、生徒が学校生活を通して成長することを支援する。すべての生徒を対象として支援を行うことを基本的な考え方とする。より個別的で特別な支援を必要とする生徒に対しては、専門的かつ適切な支援を行っていく。

(2) 特別支援教育の進め方（支援レベルに応じ次の三段階で支援を進める。）（※1）

支援レベル	教育的ニーズ
一次支援レベル	現在行っている一斉指導に、自ら参加できる生徒
二次支援レベル （配慮支援）	現在行っている一斉指導にその子を参加させるためには、一斉指導の中で、その子にさりげない配慮と支援が必要な生徒
三次支援レベル （個別支援）	現在行っている一斉指導にその生徒を参加させるためには、一斉指導以外の場所で個別の支援が必要な生徒、一斉指導に参加させるためには、その生徒独自のプログラムを同時進行させなければならない生徒。

ア 一次支援（すべての生徒を対象として、全教職員が日常的に行う支援である。）

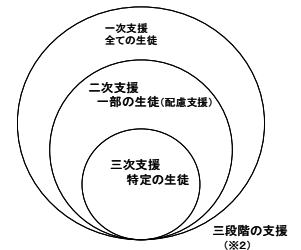
- ・ 学習指導、生徒指導、教育相談等、あらゆる面から生徒への支援を行う。

イ 二次支援（一斉指導の中で、さりげない配慮と支援を行う）

- ・ 不安や緊張の緩和、学習意欲の喚起、その子が理解しやすい方法の示唆

ウ 三次支援（特別に個別の支援を必要とする「特定の生徒」に対する援助。）

- ・ 特定の生徒に対して、個別の指導計画に基づいた援助を行う。
- ・ 支援チームをつくり、ケース会議を行い、さまざまな場面での支援を行う。



◎三次支援レベルの個別支援を必要としている生徒とは

①心理的要因がある

対人関係に関する不安、先々の出来事に関する不安、完全主義から起こる不安、身体症状に関する不安などが強く日常での教室での生活に情緒を安定させて参加し、自分らしく活動することが難しい生徒。

②社会性の学習不足

発達段階に見合った社会性が身に付いていない生徒。幼児的な自己中心性が残っており、自分本位な行動をしてしまう、学級のルールを守らない、友人関係をうまく形成できずトラブルが頻発するなどの問題が噴出する。

③特別支援が必要な障害がある

従来の特殊教育の対象となるような知的障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症（アスペルガー症候群）など
※まず①と②の要因を想定した対応を進め、それでも改善が見られない場合には③の要因を想定したより専門的な対応を模索する。

2 支援方針

(1) 教師一人の支援からではなく、学校全体での支援を推進する。

(2) 学級担任や障害のある生徒本人を組織として支えるために必要な校内支援体制を整備する。

(3) 「発達障害」についての研修を深め、個々の生徒の特性を理解し、対応する教員の指導力の向上を図る。

(4) 学習指導や生徒指導に当たっての配慮事項の検討と具体化を図る。

(5) 特別支援教育についての生徒や保護者への理解を推進する。

(6) 保護者や外部の専門機関等との連携を推進する。

*欠席日数が30日以上（長期欠席・不登校）を目安に支援計画を作成し、継続的に支援をしていく。

3 具体的な支援内容

(1) 特別な教育的ニーズのある生徒の実態を把握する。

(2) どういうこと（場面）で困っているかを把握に努め、支援方法の検討や支援方法の具体化を行い、共通理解を図る。（担当者会等）

(3) 対象生徒の実態に基づく教育的ニーズを把握し、必要な支援を行うために「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成する。

(4) 特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりや教室環境の整備、学校づくりを行う

(5) 保護者の相談を積極的に受ける

4 校内支援体制

(1) 学級担任や発達課題のある生徒本人を組織として支えるために教師一人による支援から学校全体での支援を行う。

- ①教育相談・不登校担当者会における、情報交換、ケース会の充実
- ②生活指導委員会での支援方針の検討・推進
- ③職員会議等での支援方針の共通理解

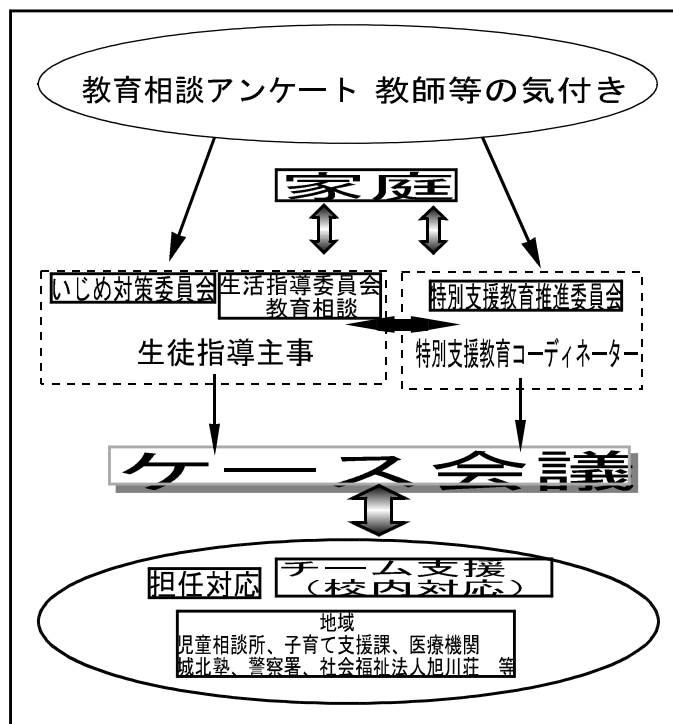
(2) 保護者や外部の専門機関等との連携の推進

5 特別支援教育推進委員会の役割

特別支援教育に関する事案について協議し、生徒指導委員会につなぎ、職員会議等へ提案する。

6 生活指導・教育相談との連携

- 学習面や行動面で特別な教育的支援が必要な生徒に早期に気付く。
- 特別な教育的支援が必要な生徒の実態把握を行い、学級担任の指導への支援方策や校内の支援体制を具体化する。
- 特別な教育的支援が必要な生徒への指導・支援とその保護者との連携について、全教職員の共通理解を図る。また、そのための校内研修を推進する。
- 保護者相談の窓口となるとともに、理解・推進を進める中心となる。



7 ケース会議

○コーディネーターを中心として、事例検討を行う。生徒のアセスメントを行い、チーム支援を推進する。メンバーは校長、教頭、事例生徒担任や特別支援教育推進委員会メンバーで構成する。また、適宜、不登校や生徒指導に関するケース会議との連携を深める。

8 特別支援教育コーディネーターの役割

○特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育推進委員会の運営の中心となるとともに、学校外との連絡調整を行う。

- (校内における役割)
 - 特別支援教育推進委員会のための情報の収集・準備
 - 学級担任への支援
 - 校内研修の企画・運営
- (外部の専門機関との連絡・調整などの役割)
 - 関係機関の情報収集・整理
 - 専門機関等への相談をする際の情報収集と連絡・調整
 - 専門家チーム、巡回相談員との連携
- (保護者に対する相談窓口)

9 その他

- 情報共有